



令和5年ダイジェスト

少年非行のあらまし

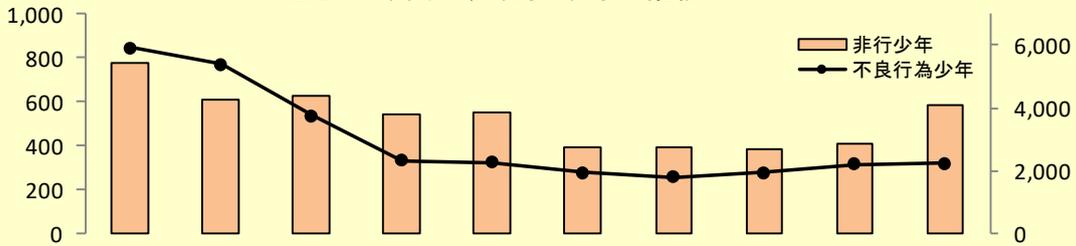


滋賀県の少年非行情勢

○令和5年中の非行少年の数は581人で、ピークであった昭和63年の約5分の1にまで減少しました。
 また、不良行為少年の数は2,222人と、ピークであった平成16年の約7分の1にまで減少しました。
 一方、この2～3年は増加が見られ、特に昨年は、非行少年のうち、窃盗などの刑法犯罪で検挙・補導された刑法犯少年が大幅に増加（+47.3%）しました。

Check! 刑法犯少年が大幅に増加!

過去10年間の非行少年等の推移

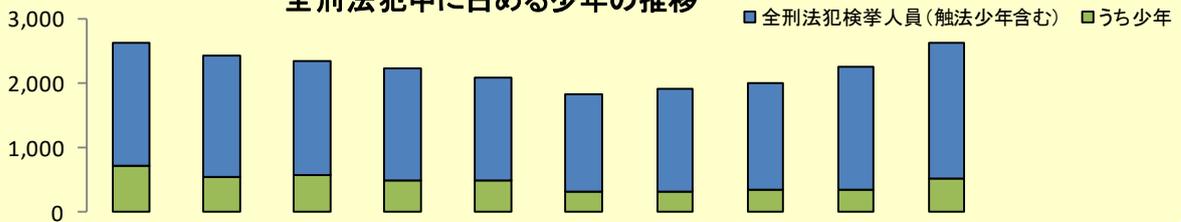


区分	年次	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	前年比	
												増減	率
非 行 少 年	刑法犯少年	712	562	571	487	501	336	336	346	355	523	168	47.3%
	犯罪少年	534	412	396	326	359	232	236	227	249	357	108	43.4%
	触法少年	178	150	175	161	142	104	100	119	106	166	60	56.6%
	特別法犯少年	60	44	50	53	48	53	48	33	54	57	3	5.6%
	犯罪少年	53	31	38	42	39	45	44	30	43	46	3	7.0%
	触法少年	7	13	12	11	9	8	4	3	11	11	0	0.0%
	ぐ犯少年	4	3	2			1	4	1	1	1	0	0.0%
計	776	609	623	540	549	390	388	380	410	581	171	41.7%	
不良行為少年	5,915	5,385	3,751	2,325	2,245	1,926	1,805	1,950	2,192	2,222	30	1.4%	

(人)

○令和5年中、刑法犯少年は523人と、成人を含めた総検挙人員（2,613人）の約20%を占め、前年よりも少年の占める割合が増加しました。

全刑法犯中に占める少年の推移



区分	年次	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	前年比	
												増減	率
全刑法犯検挙人員(触法少年含む)		2,630	2,436	2,347	2,221	2,095	1,840	1,907	2,012	2,252	2,613	361	16.0%
うち少年		712	562	571	487	501	336	336	346	355	523	168	47.3%
少年の占める割合		27.1%	23.1%	24.3%	21.9%	23.9%	18.3%	17.6%	17.2%	15.8%	20.0%		

(人)



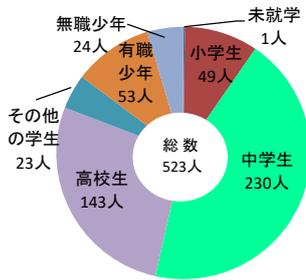
刑法犯少年の状況

包括罪種別の状況

区分	年次	総数	うち			前年比
			中学生	高校生	中・高生が占める割合	
凶悪犯	R4年	9	2	6	88.9%	1
	R5年	10	4	3	70.0%	
粗暴犯	R4年	82	34	14	58.5%	24
	R5年	106	58	22	75.5%	
窃盗犯	R4年	199	83	46	64.8%	85
	R5年	284	122	81	71.5%	
知能犯	R4年	12	3	6	75.0%	8
	R5年	20	2	7	45.0%	
風俗犯	R4年	11		8	72.7%	2
	R5年	13	4	4	61.5%	
その他	R4年	42	13	13	61.9%	48
	R5年	90	40	26	73.3%	
計	R4年	355	135	93	64.2%	168
	R5年	523	230	143	71.3%	

(人)

学職別の状況



刑法犯少年の約7割が中高生！

窃盗犯における中・高生の状況

区分	中学生	高校生
総数	122	81
侵入窃盗	4	1
乗り物盗	31	29
自動車盗		3
オートバイ盗	15	12
自転車盗	16	14
非侵入盗	87	51
万引き	71	36
その他	16	15

(人)

(包括罪種)
 凶悪犯: 殺人、強盗、不同意性交等、放火
 粗暴犯: 凶器準備集合、傷害、暴行、恐喝、脅迫
 知能犯: 詐欺、横領、偽造等
 風俗犯: 賭博、わいせつ
 その他: 器物損壊、住居侵入等上記以外の罪種

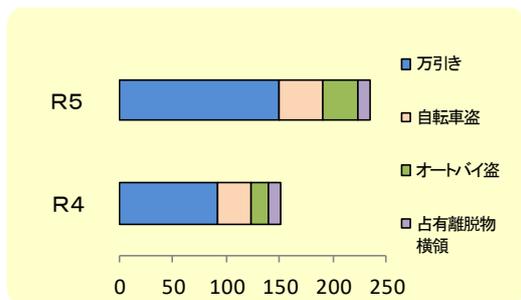
○刑法犯少年を包括罪種別にみると、全ての区分で増加していますが、特に窃盗犯が大幅に増加しています。

また、学職別では、中学生と高校生が合わせて373人で全体の約71%を占めており、中・高生が占める割合は昨年より大きくなっています。



初発型非行の状況

初発型非行の内訳



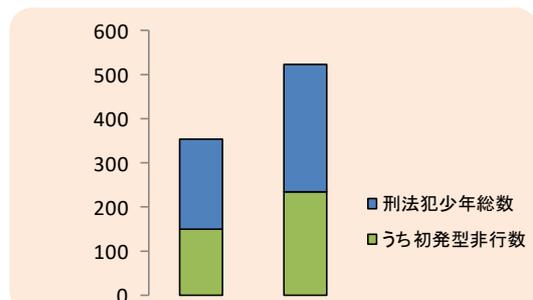
区分	年次	R4年	R5年	前年比	
				増減	率
万引き		92	149	57	62.0%
自転車盗		31	42	11	35.5%
オートバイ盗		16	32	16	100.0%
占有離脱物横領		12	12	0	0.0%
計		151	235	84	55.6%

(人)



万引きが大きく増加！

刑法犯少年総数における初発型非行の割合



区分	年次	R4年	R5年	前年比	
				増減	率
刑法犯少年総数		355	523	168	47.3%
うち初発型非行数		151	235	84	55.6%
初発型非行の占める率(%)		43.1%	44.9%		

(人)



刑法犯少年の約4割が初発型非行での検挙！

○初発型非行とよばれる、万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領で検挙・補導した少年は235人で、前年に比べ84人増加しました。特に、万引きはプラス57人と前年より大きく増加しています。

また、刑法犯少年総数に占める初発型非行の割合は44.9%となっています。



特別法犯少年の状況

○特別法犯少年を法令別にみると、軽犯罪法違反が17人と最も多く、次に児童買春・児童ポルノ禁止法違反が10人、痴漢等の迷惑防止条例違反が8人となっています。

特別法犯少年の法令別状況

区分	年次		前年比	
	R4年	R5年	増減	率
覚醒剤取締法	1	1	0	0.0%
大麻取締法	3	7	4	133.3%
毒劇物取締法			0	—
麻薬等取締法			0	—
児童買春・児童ポルノ法	6	10	4	66.7%
青少年健全育成条例	1	1	0	0.0%
銃刀法	5	2	-3	-60.0%
軽犯罪法	9	17	8	88.9%
迷惑防止条例	21	8	-13	-61.9%
その他	8	11	3	37.5%
計	54	57	3	5.6%

(人)



不良行為少年の状況

行為別補導状況

区分	年次		前年比	
	R4年	R5年	増減	率
深夜はいかい	759	891	132	17.4%
喫煙	721	701	-20	-2.8%
怠学	294	257	-37	-12.6%
飲酒	103	115	12	11.7%
粗暴行為	145	110	-35	-24.1%
その他	170	148	-22	-12.9%
計	2,192	2,222	30	1.4%

(人)

○不良行為で補導された少年は2,222人で、前年に比べ30人増加しました。

行為別では、深夜はいかいが891人で最も多く、続いて喫煙の701人、怠学の257人となっています。



少年の福祉を害する犯罪等の状況

○少年が被害者となる福祉犯※で事件検挙した件数は91件と、前年より22件増加しました。

罪種別にみると、児童買春・児童ポルノ禁止法違反が49件と最も多く、次に青少年健全育成条例違反（いん行、わいせつ行為、深夜連れ出し等）の26件となっています。

児童買春・児童ポルノ禁止法違反等の被害に遭う少年の多くは、SNS等をきっかけに見知らぬ人物と交流する中で被害に遭っています。

Check! 中学生・高校生の被害者が増加!

※福祉犯～少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪として、少年警察活動規則等で定められた犯罪

区分	罪種	前年比								令和4年	増減
		児童福祉法	風営適正化法	健全育成条例	児童ポルノ禁止法	児童買春・児童ポルノ禁止法	飲酒未滿ノ法者	喫煙未滿ノ法者	性的姿態撮影法等		
検挙件数		4	1	26	49	1	1	9	91	69	22
被害少年(人)		4	4	15	27	2	1	9	62	42	20
未就学											
小学生					2				2	3	-1
中学生		2	3	7	16	2	1	1	32	22	10
高校生		2	1	8	9			6	26	14	12
その他学生								1	1		1
有職少年										1	-1
無職少年								1	1	2	-1

被害少年数は、統計上、主たる被害で計上するため、検挙件数と被害少年の人数は相違します。



SNSの利用をきっかけとして犯罪被害にあう少年が多数！

○ネット上の見知らぬ人とSNSでやりとりをし、脅されたり、騙されたりして児童ポルノや児童買春などの犯罪被害にあう少年が後を絶ちません。

警察では、SNS上で性被害につながるおそれがある不適切な投稿をサイバーパトロールにより発見し、メッセージを投稿して注意喚起を行うとともに、取締りを推進しています。

SNSの危険性

SNSを利用する人の中には、性的な目的で少年を狙う犯人が潜んでいます。犯人は理解者のふりをしたり、相談相手になったりして近づいてきます。また、プロフィールに嘘の性別や年齢等を使う等して仲良くなった後、油断させて犯行に及んでいます。

～SNS利用による犯罪被害から子供たちを守るために～

◎SNSで知り合った相手と不用意に会わない。

・SNS上では簡単に他人になりすますことができます。気軽に信じてはいけません。

◎SNSの公開範囲を適切に設定する。

・投稿した写真から撮影場所が特定されてしまいます。関係ない人から見られないようSNSの公開範囲は適切に設定しましょう。

◎下着姿や裸の写真は絶対に撮らない、送らない。

・人に見られては困る写真をネット上にあげることは危険です。

◎スマートフォン等には必ずフィルタリングを設定する。

・子供が使用するスマートフォン等のインターネット接続機器には、必ずフィルタリングを設定し、適切に利用しましょう。

Check! 犯罪被害防止にフィルタリングが有効です!

フィルタリングとは？

インターネット上の有害情報の遮断、携帯電話使用時間の制限などができる機能で、保護者による管理が可能となっています。携帯電話から設定できるほか、販売店などでも説明が受けられます。



フィルタリングは子供の年齢・発達に応じた設定変更が必要です。



少年サポートセンターの活動

○少年サポートセンターでは、「非行や不良行為を繰り返す少年」や「犯罪の被害に遭い心に傷を負った少年」に対して、専門的な見地から継続的に関わることによって立ち直りの支援を行っています。

少年に対する面接や保護者に対する助言に加え、関係機関とも連携しながら環境調整を行うことで、少年の問題行動の改善や社会への適応を図る支援を行います。

少年の立ち直り支援、その他少年に関することは、少年サポートセンターにご相談ください。

大津少年サポートセンター

所在地：大津市打出浜1-10 滋賀県警察本部北棟 1階
電話：077-521-5735（直通）

米原少年サポートセンター

所在地：米原市米原1092 米原警察署内
電話：0749-52-0114（直通）

この資料で使っている用語は次のとおりです。

- 1 犯罪少年……14歳以上20歳未満の少年で罪を犯した者（交通関係を除く）
- 2 触法少年……14歳未満の少年で、刑罰法令に触れる行為をした者（交通関係を除く）
- 3 ぐ犯少年……18歳未満の少年で、その性格・行状等から判断して、将来何らかの罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある者（令和4年3月以前は20歳未満の者）
- 4 非行少年……上記「犯罪少年」「触法少年」「ぐ犯少年」を総称している
- 5 不良行為少年……非行少年には該当しないが、飲酒・喫煙・深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている者
- 6 刑法犯少年……刑法に規定する罪を犯した犯罪少年及び触法少年（交通関係を除く）
- 7 特別法犯少年……覚醒剤取締法・軽犯罪法などの特別法令に違反する行為をした犯罪少年及び触法少年（交通関係を除く）
- 8 初発型非行……万引き・自転車盗・オートバイ盗・占有離脱物横領